

川崎市の公園における禁煙の取り扱いについて みなさんのご意見をお聞かせください

1 意見の募集期間

令和6年9月10日(火)から10月10日(木)まで
※ 郵送の場合は、令和6年10月10日(木)消印有効
※ 持参の場合は、10月10日(木)17時15分まで

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

①郵送 下記住所にお送りください。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課あて

②FAX 044-200-3973 建設緑政局緑政部みどりの管理課あて

③持参 受付時間 8時30分から17時15分まで

④インターネット入力フォーム

スマートフォンで回答される方は、下記QRコードからアクセスできます。
パソコンで回答される方は、下記よりアクセスください。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/0-Curr-10-20.html>

※川崎市ホームページの「意見募集(パブリックコメント)」に
アクセスし、ホームページ上の案内に従って御利用ください。

⑤電子メール 53mikan@city.kawasaki.jp



意見書の書き方

※意見書の書式は自由です。

※「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名(団体の場合は名称及び代表者の氏名)」、「住所」、「電話番号」を明記し提出してください。なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。

3 問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課
電話: 044(200)2394
FAX: 044(200)3973

注意事項

- ※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできません。
- ※御意見に対する個別回答はいたしません、市の考え方を市ホームページで公表します。
- ※いただいた個人情報は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に取扱います。



川崎市の公園における禁煙 の取り扱いについて ご意見をお聞かせください

意見募集期間: 令和6年9月10日(火)から令和6年10月10日(木)まで



本市では、魅力的な公園づくりに向けて、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面やポイ捨ての改善を図り、子どもたち等が安全に安心して利用できる環境を確保するため、公園における喫煙の取り扱いを取りまとめました。

ご意見は、
こちらから



次について、ご意見をお聞かせください

- 1 公園は、原則禁煙とし、一部公園(常駐管理者がいる公園)は、喫煙可能スペースを設置すること
- 2 喫煙可能スペースを設置する場合の考え方(設置の公園、仕様など)
- 3 都市公園条例を改正し、禁止行為に喫煙を加えること

川崎市の公園における禁煙の取り扱いについて

1 これまでの経緯

(1) 公園内の喫煙に関する動向

- ・現在、本市の公園内での喫煙については公園利用者のマナーとして、他の公園利用者の方々に迷惑にならないよう配慮のお願いや、注意喚起の看板設置をしています。
- ・平成30年に健康増進法が改正され、「国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進する」こととされました。
- ・これまで、公園内の喫煙に対して様々なご意見が寄せられており、公園管理者として何かしらの受動喫煙対策を求められています。
- ・公園内での望まない受動喫煙の軽減、タバコの火による安全面やポイ捨てに伴う美化に係る課題等を整理し、喫煙の取扱いを検討しました。



(2) 一部公園での禁煙の試行実施(令和6年3月から4月(61日間))

公園内における受動喫煙対策等に向けた取組を進めるため、令和6年3月1日から4月30日まで、特徴の異なる6つの公園において、禁煙の試行実施を行い、利用者アンケートを行いました。

1) 試行実施の結果

- ・アンケートの回答者数は518人で、「吸わない」が85%、「よく吸う」が11%、「たまに吸う」が4%の割合でした。
- ・「公園での喫煙をどう思うか」の質問では、全体の54%が「禁煙がいい」、34%が「分煙がいい」、9%が「どちらでもいい」、3%が「どこでもがいい」という割合でした。また、「吸わない」と回答した人の61%が「禁煙がいい」で、27%が「分煙がいい」と回答しています。
- ・「喫煙の気になること」の複数選択肢での質問では、多い順に並べると「におい」「けむり」「ポイ捨て」「健康被害(副流煙)」の順になりました。

2) 現地でのアンケート調査の結果

- ・歩きタバコと吸いがらのポイ捨てに恐怖を感じています。もし小さい子供たちが誤飲でもしてしまったらと思うと心配でなりません。
- ・灰皿があればそこでちゃんと捨てる。このままではポイ捨てが増える。すぐに元に戻してほしい。
- ・禁煙化の取組の看板をもっと増やしてほしい。ポイ捨てる人を見かけたら注意するようにしているが、看板やポスターがあると注意しやすい。

2 公園における喫煙の取り扱いの考え方(案)

公園内は原則禁煙。ただし、一部公園には喫煙可能スペースを設置

(1) 喫煙可能スペースを設置できる公園の考え方(案)

- 常駐管理者がいる公園は、喫煙可能スペースを設けることができる。
(常駐管理者がいない公園は、全面禁煙)
- ※常駐管理者が、喫煙可能スペースの管理・美観維持等を行う。

常駐管理者のいる公園(18公園)

管理形態		公園名
民間管理	市が直接管理	夢見ヶ崎動物公園
	指定管理者制度による管理	生田緑地、富士見公園、等々力緑地、大師公園、桜川公園、小田公園、池上新田公園、緑化センター、早野聖地公園、緑ヶ丘霊園
	業務委託による管理	王禅寺ふるさと公園、御幸公園、中原平和公園、とんびいけ公園
	設置・管理許可による管理	橘公園、東田公園、池上新田南緑道

※設置・管理許可：都市公園法第5条に基づく申請により公園施設を公園管理者以外のものが管理する制度。

(2) 喫煙可能スペースを設置する場合の考え方(案)

- 公園利用者の動線から離れた場所に設置
- 喫煙可能スペースをコーン等で区画
- 喫煙可能スペースである標識の掲示
- 灰皿・目隠し(パーテーション等)の設置はしない



<喫煙可能スペース設置イメージ>

(3) 都市公園条例を改正し、禁止行為に「喫煙」を加える考え方

- アンケートやこれまで寄せられた声から、公園内での喫煙に対して、何らかの対策が求められていること
- 改正健康増進法では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への配慮義務までしかないので、実行性が担保できないこと
- 「喫煙」を条例の禁止事項に加えることで、公園のルールへの周知・案内が分かりやすい形で行えること

考え方：市内都市公園において禁止する行為として「喫煙」を加える。

※公園で許可なく禁止行為を行った場合は、過料に科される対象になります。

皆様のご意見をお聞かせください!

